

「一般社団法人二次電池社会システム研究会」 会員規約

第一章 総 則

第1条 (会員規約)

本会員規約は、一般社団法人二次電池社会システム研究会(以下「本法人」とする)の会員に関し、会員の活動の条件を規定したものである。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を千葉県柏市柏の葉1丁目7番地15号に置き、連絡事務所を東京都文京区本郷7-3-1(東京大学内)に置く。

第3条 (目的)

本法人は環境エネルギー問題を二次電池による社会システム・イノベーションの観点から解決する様な活動を支援するため、広報、普及、提言作成、業種間横断的な活動を促進することなどを行う。

第二章 会 員

第4条 (活動)

本法人は主としてフォーラムと分科会とウェブサイトの作成を通して、目的を達成することとする。

第5条 (資格)

1. 本法人の定める会員は、正会員、アカデミー会員、分科会会員からなるものとし、これらを総称して「会員」という。
2. 正会員として本法人に入会を申し込むことができる者は、二次電池を製造、使用、または二次電池に関連する事業を目的とする法人であって、日本における法人登記を有する者とする。但し、特に理事会の承認を得た場合にはこの限りでない。
3. アカデミー会員として本法人に入会を申し込むことができる者は、二次電池の利用に関する学術研究や教育活動を行う大学または大学に準ずる日本国内の教育機関(大学、学部、学科、研究室単位)とする。
4. 分科会会員として本法人に入会を申し込むことができる者は、二次電池による社

会システム・イノベーション活動に貢献しうる法人または個人とする。

第6条 (参加)

1. 正会員は、フォーラム及びすべての分科会に最大10名まで参加することができる。
2. アカデミー会員は、フォーラム及びすべての分科会に参加することができる。
3. 分科会会員はフォーラムと参加した分科会に最大10名まで参加することができる。

第7条 (入会)

1. 入会するためには、会員規約に同意し、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 法人または教育機関が本法人に入会を申し込む場合、当該法人または教育機関は、本法人における活動について当該法人または教育機関を代表する者（以下「会員代表者」という。）を定め、事務局に届け出るものとする。また、会員は、会員代表者を変更した場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第8条 (会費)

1. 正会員、分科会会員は、本法人の運営のため、本条第2項・3項に定める会費を第4項の定めにしたがい納入しなければならない。なお、アカデミー会員は会費を納入する義務を負わない。
2. 正会員の会費は、年間50万円とする。
3. 分科会会員の会費は、年間30万円とする。
4. 会員は、毎年4月1日から5月末日までに、当該事業年度の会費の全額を本法人に納入する。但し、事前に理事会に申し出てその承諾を得た会員は、会費を当該事業年度4月1日から5月末日までおよび同9月1日から10月末日までに2分の1ずつ分納することができる。

第9条 (退会)

1. 会員は、退会にあたっては、事前に所定の退会届に必要事項を記入のうえ、事務局に届け出るものとし、その受領日をもって退会日とする。
2. 会員が死亡、解散または破産手続きその他の倒産手続きにより消滅したときは、死亡した日、解散した日または破産その他の倒産手続き開始の申立てがあった日において退会したものとみなす。
3. 会員が合併その他の組織再編行為による事由で解散する場合に於いて、新法人により本会への継続的な活動参加が維持される場合には、前項にかかわらず、当該会員の権利および義務は、新法人に承継される。

第10条 (除名等)

1. 本法人は、会員が第8条に定める期限までに会費を納入せず、本法人による督促後なお2ヶ月以上納入しないときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
2. 前項により会員を除名しようとするときは、理事会の議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 (会員資格の喪失に伴う権利および義務)

1. 会員が第9条または第10条の規定により退会しまたは除名されたときは、以後本規約に基づく権利を失うものとする。この場合、退会しまたは除名された会員は、退会または除名後10年間は、引き続き機密保持義務を負うものとする。
2. 本法人は、会員が退会しまたは除名された場合であっても、既に納入した会費その他の拠出金および拠出物について返還する義務を負わないものとする。

第三章 規約の変更および解散

第12条 (規約の変更)

1. 本法人は会員への事前の告知をもって、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾する。
2. 前項の告知内容は、本法人のホームページ上に表示した時点より効力を発し、会員はこれを了承したものとする。

第13条 (解散)

本法人は、社員総会会議決権の2分の1以上が参加した総会において参加議決権の3分の2を超える同意により解散する。

第14条 (残余財産の帰属等)

前条に基づいて解散する場合において有する残余財産は、一般社団法人法に準拠し処分するものとする。

第四章 補 則

第13条 (その他)

本規約の実施に関して必要な事項は、本法人理事会がこれを別に定める。

第14条 (準拠法および合意管轄)

本規約は、すべてにおいて日本法に準拠し、解釈される。本規約の解釈、実行もしくは履行、または関係するあらゆる形態の紛争は、第一に、契約当事者によって友好的に解決されるものとするが、合理的な期間内に解決できない場合には、裁判所の判断に委ねるものとし、その場合は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

(以下余白)